

神奈川トヨタ自動車株式会社と地域モビリティサービスにおける 連携・協力に関する協定を締結しました

本市では、令和4(2022)年3月に「コミュニティ交通の充実に向けた今後の取組」を取りまとめ、社会環境の変化等を踏まえた、新たな支援制度の創設や資金的支援内容の充実を図るとともに、ICT等新技術・新制度を活用した新たな取組を進めることとしております。

本取組を推進するにあたり、神奈川トヨタ自動車株式会社と川崎市は、緊密な相互連携を図り、持続可能な地域モビリティサービスの提供を目指して連携・協力していくため、この度、協定を締結することになりましたのでお知らせします。

- 1 名称 川崎市と神奈川トヨタ自動車株式会社との地域モビリティサービスにおける連携・協力に関する協定
- 2 締結日 令和4年8月9日
- 3 協定に基づく主な連携協力の例

コミュニティ交通の導入や社会実装に向けた取組への協力

- ✓ コミュニティ交通の導入をスムーズに行うための、トライアル運行や実験期間中の車両の貸与や利用アンケートによるニーズ把握の実施



車両イメージ

地域活性化に向けた取組

- ✓ コミュニティを活性化させるためのミーティングポイントの創出や店舗施設の活用
- ✓ 地域の賑わいの創出や地域貢献につながる、スタンプラリーイベント・フードバンク活動の支援等の地域交流活動の実施



休憩スポット

安全な交通環境の形成に向けた支援の取組

- ✓ 安全安心な移動環境の形成を図るための、身体反応・聴力視力測定等の運転ヘルスチェックやサポカー体験の実施



上記各種活動に係る情報の発信

- ✓ 地域モビリティサービスを普及浸透させるための上記活動の各種情報発信

問合せ先

川崎市まちづくり局交通政策室 藤野

電話 044-200-2762

神奈川トヨタ自動車株式会社 渉外広報部

電話 045-459-2050

川崎市と神奈川トヨタ自動車株式会社との
地域モビリティサービスにおける連携・協力に関する協定

川崎市（以下、「甲」という。）と神奈川トヨタ自動車株式会社（以下、「乙」という。）は、地域モビリティサービスにおける連携・協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が緊密な相互連携を図り、持続可能な地域モビリティサービスの提供を目指すことを目的とする。

（連携・協力の内容）

第2条 この協定に基づき相互協力する事項は、次のとおりとする。

- （1）地域モビリティサービスの導入に向けた取組に関すること。
- （2）地域モビリティサービスの社会実装における取組に関すること。
- （3）地域モビリティサービスを通じた地域コミュニティ活性化に関すること。
- （4）地域モビリティサービスを通じた交通安全に向けた取組に関すること。
- （5）地域モビリティサービスに関する取組の発信に関すること。
- （6）その他、地域モビリティサービスに関する課題解決に関すること。

（協定期間）

第3条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和8年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日から1年間この協定は更新され、その後も同様とする。

（その他）

第4条 本協定に定めのない事項または本協定の各条項に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙が記名押印の上、各1通を保有する。

令和 4年 8月 9日

甲 川崎市川崎区宮本町1番地
川 崎 市
川 崎 市 長 福 田 紀 彦

乙 横浜市神奈川区栄町7-1my Xビル
神奈川トヨタ自動車株式会社
代表取締役社長 市 川 英 治